

宿泊約款 General Terms & Conditions for Accommodation Contract

(本約款の適用)

第1条 当ホテルの締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または慣習によるものとし、

2 当ホテルは、前項の規定に関わらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じることができません。

(宿泊引受の拒絶)

第2条 当ホテルは次の場合には、宿泊の引受をお断りすることがあります。

- ①宿泊の申込が、この約款によらないものであるとき。
- ②満室により客室の余裕が無い時。
- ③宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定または公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- ④宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- ⑤宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
- ⑥天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させる事が出来ないとき。
- ⑦宿泊しようとする者が、泥酔者で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすと認められたとき、宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- ⑧利用申込人数以上で利用したとき。
- ⑨宿泊客として登録された以外の方が入室及び宿泊をしたとき。

(氏名等の明告)

第3条 当ホテルは、宿泊日に先立つ宿泊の申込（以下「宿泊予約の申込という」）を引受した場合には、期限を定めてその宿泊予約の申込者に対して、次の事項の明告を求めることがあります。

- ①宿泊者の住所、氏名、性別、国籍、および職業
- ②その他、当ホテルが必要と認めた事項。

(予約金)

第4条 当ホテルは、宿泊予約の申込を引受した場合には期限を定めて予約金の支払いを求めることがあります。

- ②前項の予約金は、第5条の定める場合に該当する時は、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

(予約の解除)

第5条 当ホテルは、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部または、一部を解除したときは、次に掲げるところにより違約金を申し受けます。ただし、団体客（ペイニングメンバー15名以上のものをいう。以下同じ。）の一部について、宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日の10日前の日（その日より後に当ホテルが宿泊予約の申込を引受した日）における宿泊予約人数の10%にあたる人数（端数が出た場合には、切り上げる）については、この限りではありません。

違約金申受規定

①一般

- イ 宿泊日の前日に解除した場合、宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の20%
- ロ 宿泊日の当日に解除した場合、宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の80%

②団体客

- イ 宿泊日の前日に解除した場合、宿泊者1人につき、その宿泊日の2日前の日までに解除した場合の宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の20%
- ロ 宿泊日の当日に解除した場合、宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の80%

2 当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで、宿泊日当日の午後9時（あらかじめ予約到着時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし、処理することがあります。

3 前項の規定により、解除されたものとみなした場合において、宿泊者その連絡をしないで到着しなかった事が列車、航空機等、公共の運輸機関の不着または遅延、その他宿泊者の席に帰せない理由によるものである事が証明された時は、第1項の違約金は頂きません。

第6条 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- ①第2条第3号から第7号までに該当することとなった時。
- ②第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
- ③第4条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
- 2 当ホテルは、前項の規定により、宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊者は宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を当ホテルに登録してください。

- ①第3条第1号の事項

- ②外国人にあっては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日
- ③出発日及び時刻
- ④その他、当ホテルが必要と認めた事項

(チェックアウトタイム)

第8条 宿泊者が、当ホテルの客室をお受け頂く時刻（チェックアウトタイム）は午前10時とします。

2 当ホテルは前項の規定に関わらずチェックアウトタイムを超えて客室の使用に応ずる場合があります。この場合には、次に掲げるとおりの追加料金を申受します。

追加料金

10時から1時間ごとに1,100円

(料金の支払い)

第9条 料金の支払いには、原則として現金前払い制と致します。ただし、当ホテルが認めたものに関してはこの限りではありません。

2 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申受します。

第10条 宿泊者は、当ホテル内において当ホテルが定めて問うホテル内に掲示した利用規則に従って頂きます。

(宿泊継続の拒絶)

第11条 当ホテルは、引受した宿泊期間中といえども、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。

- ①第2条 第3号から第7号までに該当することになったとき。
- ②前条の利用規約に従わないとき。

(宿泊の責任)

第12条 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行ったときまたは客室に入ったときのうち、いずれか早いときに始まり、宿泊者が出発するため客室を離れたときに終わります。

2 当ホテルの責に帰すべき理由により、宿泊者に客室の提供ができなくなったときには、天災、その他の理由による困難な場合を除き、その宿泊者に同一または類似の条件によるほかの宿泊施設を斡旋します。この場合には客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料を含むその後の宿泊料は頂きません。